

令和4年度第4回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年7月15日
場所 十和田市役所本館3階庁議室

令和4年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室
2. 開 会 日 時 令和4年7月15日(金) 午後2時07分
3. 閉 会 日 時 令和4年7月15日(金) 午後2時44分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	大平靖四郎君	伝法寺地区	工藤美江子君
東部地区	山端至誠君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

7. 会議に付した案件

報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号 農地の転用事実に関する照会について
報告第22号 農地等の現況について（十和田市）
報告第23号 農用地利用配分計画の認可について
報告第24号 非農地判断を行った農地について
議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第20号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第21号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第24号 農業者年金加入推進部長の選任について

8. 議事録署名委員

14番 竹浦寿広君 17番 力石堅太郎君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者はありません。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年7月6日に告示招集いたしました、令和4年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。14番 竹浦 寿広 委員、17番 力石 堅太郎 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報告第19号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、合計4件4筆11,663平方メートルです。今後の意向につきましては、25番は別人と農地法第3条による賃借権設定の予定で、今回議案として上程されております。26番と27番は自ら耕作、28番は今後別人と賃借の予定です。次に3ページです。中間管理事業によるものが、2件7筆8,000平方メートルです。今後の意向は、15番は受け手の変更、16番は、別の受け手に機構を通して新たに貸付の予定です。今回、協力金の返還はございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第20号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページから15ページです。今回は、合計25件204筆408,461.21平方メートルです。5ページ26番以外の案件については、すべて相続による権利の取得です。26番の取得事由は、遺産の全部を遺贈する包括遺贈によるものです。包括遺贈においては、包括受贈者は相続人と同一の権利を有し、農地法施行規則第15条第5号において、農地法第3条の許可の除外とされております。このため届出書が提出されたものです。6ページ28番の西二十一番町の農地については、農地法第4条の転用許可申請があり今回議案として上程されております。また、13ページの45番につきましては、単有の部分と共有部分の権利取得がございます。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。今回、あっせんの希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）16ページをお願いいたします。報告第21号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。17ページです。今回の照会は、合計6件9筆5,488平方メートルで、現地調査は7月6日に実施し、法務局への回答は7月7日に行っております。11番は、東小学校から北西に約300メートルの地点です。申請地は、昭和56年建築の住宅の庭になっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。12番は、

三本木中学校から南西に約400メートルの地点です。申請地は、昭和44年建築の住宅の庭になっています。20年以上宅地の状態であることから、非農地と判断しております。13番は、東小学校から北西に約500メートルの地点です。申請地には、一部に樹木が生えているなど相当長期間にわたり農地として利用した実績がなく、今後も農地としての利用は見込まれないことから、非農地と判断しております。14番は薬王堂十和田東店から東に約100メートルの地点です。①、②ともに平成14年建築の住宅の庭となっております。ともに20年以上宅地の状態であることから、非農地と判断しております。15番は、ユニバース十和田西店から南東に約200メートルの地点です。申請地は、昭和49年建築の住宅の敷地となっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから非農地と判断しております。16番は、一本木沢温泉から北東に約700メートルの地点です。②には平成14年建築の倉庫が建っており、①はその敷地となっております。ともに20年以上宅地の状態であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）18ページをお願いいたします。報告第22号、農地等の現況について（十和田市）。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。19ページです。今回の照会は、合計3件13筆28,892平方メートルで、現地調査は令和4年7月6日に実施し、市への回答は7月7日に行っております。3番の①と②は、JA大深内支店から南西に約850メートルの地点です。現況は長芋が作付けされております。③はJA大深内支店から南に約900メートル、④はJA大深内支店から南西に約450メートル、⑤はJA大深内支店から南に約300メートル、⑦はJA大深内支店から北西に約750メートルの地点で、これらはいずれも水稻が作付けされております。⑥についてはJA大深内支店から南東に約600メートルの地点で、こちらには牧草が作付けされております。4番の①と②は、立石発電所から南東に約1.4キロメートルの地点です。現況は、農作物は作付けされておられません耕起されている状態です。③、④、⑤は、立石発電所から南東に約2.3キロメートルの地点です。現況は水稻が作付けされております。5番は佐川急便十和田営業所から西に約300メートルの地点です。現況は水稻が作付けされております。以上のとおり現地調査の結果、土地の現況はすべて農地で、買受適格証明の必要は有りと回答いたしました。なお、農地法

第3条による貸借権が設定されている農地についても併せて回答しております。
以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）20ページをお願いいたします。報告第23号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和4年6月22日です。内容は、21ページです。今回は貸借権の設定のみで、合計2件2筆3,420平方メートルで、2件とも再設定です。権利設定の期間はいずれも4年となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）22ページをお願いいたします。報告第24号、非農地判断を行った農地について。「農地法の運用について（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は23ページです。遊休農地に関する措置として、農地法第30条では必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。この度7筆43,213平方メートルの農地について、令和4年6月14日及び7月6日に現地確認を実施いたしました。その結果、16番から18番と22番については、いずれも長期間耕作した実態がなく、今後も農地としての利用は見込まれない状態となっております。また、19番から21番につきましても長期間耕作されておらず、山林の状態となっております。以上、いずれも農地としての再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。所有者に対しては、非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行

うよう指導してまいります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みとしたいと思います。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当しました調査班の調査員は、野崎委員が急遽欠席したために、小田班長、山田委員の2名となりました。7月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）24ページをお願いいたします。議案第19号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は25ページから26ページです。なお、報告第19号の合意解約後の賃借権設定に係る案件は、26ページの申請番号11番となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。10番小田正喜委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計5件です。内訳は、所有権移転3件、賃借権設定が2件です。はじめに所有権移転についてですが、25ページの申請番号35番、36番は、売買によるものです。申請番号37番は、兄への贈与によるものです。次に賃借権設定についてですが、26ページの申請番号11番、12番は、労力不足によるものです。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号に照らして審査した結果、お手元の農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）27ページをお願いいたします。議案第20号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は28ページです。今回は、合計2件2筆10,111平方メートルです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について、報告願います。はじめに三本木地区 関川 明 農地利用最適化推進委員、お願いいたします。

報告委員（関川 明君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。13番は、令和4年6月22日午前10時、別館3階会議室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり全て適であると判断しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）関川推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員、お願いいたします。

報告委員（工藤優美子君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。14番は、令和4年6月22日午後1時30分、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図るこ

とができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）工藤推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第20号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時29分

_____委員 退席

再開 午後2時29分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）29ページをお願いいたします。議案第21号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、30ページから31ページです。賃借権の合計は、4件6筆20,888平方メートルです。29番と30番は新規の権利設定で、設定の期間は10年です。31番は再設定で、期間は5年、32番も再設定で、

期間は3年です。次に、使用貸借に係るものは32ページです。合計は、2件2筆2,966平方メートルです。いずれも新規の権利設定で、設定期間は5年となっております。今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第21号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

_____委員 着席

再開 午後2時32分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（杉山秀明君）次に、議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）33ページをお願いいたします。議案第22号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は34ページです。申請は1件2筆457平方メートルです。なお、西二十一番町367-11については、先ほど相続による権利取得の届出のあった農地です。転用事由は、普通住宅の建築です。場所は、北園幼稚園から東に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。既存の住宅については、申請人が経営する病院の非常時の宿泊施設として利用することとしております。なお、申請地の一部は長期間耕作されておらず、一部が砂利敷きとなっておりますが、第3種農地であり許可の見込みがあるため、始末書付きで

の申請となっております。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。5番 山田 利昭 委員、お願いいたします。

報告委員（山田利昭君）農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第4条の農地転用申請は、1件です。令和4年7月6日午前9時、調査員2名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、問題はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第22号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）35ページをお願いいたします。議案第23号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は36ページから37ページです。今回は、合計8件8筆6,549.06平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。15番の転用事由は、農地を賃借し、駐車場及び資材置場を整備するものです。場所は、ちとせ小学校から南東に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。16番の転用事由は、農地を売買で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、洞内小学校から北東に約500メートルの

地点です。申請地は、沿道に上下水道の2管が埋設されており、かつ500メートル以内に小学校と保育園があるため、農地区分は第3種農地に該当します。17番の転用事由は、農地を売買で取得し転用事業者が経営する会社の車両庫及び普通住宅を建築するものです。場所は、上平団地から西に約100メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存の集落に接続して住宅を建築する事業のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。18番の転用事由は、農地を賃借し1年8ヶ月の一時転用により風況観測塔を設置するものです。場所は、深持の検行平牧野の草地の一角です。農地区分は、第1種農地ですが一時転用のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。19番の転用事由は、農地を使用賃借し、駐車場、作業場及び物置を整備するものです。場所は、イオンスーパーセンター十和田店から南に約600メートルの地点です。農地区分は、第1種農地ですが、既存の集落に接続しているため、不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。なお、本件につきましては、平成19年ごろにすでに整備が完了しているため工期はございません。当初、転用許可を受けずに事業を実施したものでありますが、申請地は転用許可の見込みがある農地であるため、あらかじめ県に相談したうえで始末書を添付しての申請となっております。20番の転用事由は、農地を賃借し2年間の一時転用により、風況観測塔を設置するものです。場所は、惣辺牧野組合の草地の一角です。農地区分は、第1種農地ですが、一時転用のため不許可の例外に該当します。21番は20番と同じ事業者の転用申請です。転用事由も同じく農地を賃借し、2年間の一時転用により風況観測塔を設置するものです。場所は、市の惣辺放牧場の一角です。農地区分は、第1種農地ですが、一時転用のため不許可の例外に該当します。22番の転用事由は、農地を賃借し、3年間の一時転用により、風況観測塔を設置するものです。場所は、深持の大中台牧場の草地の一角です。農地区分は、農用区域内農地ですが、一時転用のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。5番 山田 利昭 委員、お願いいたします。

報告委員（山田利昭君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、8件です。令和4年7月6日午前9時、調査員2名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において、聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、問題はありませんでした。以上、現地調査及び聴取調査の結果、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君） 山田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第24号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）38ページをお願いいたします。議案第24号、農業者年金加入推進部長の選任について。農業者年金加入推進部長の任期満了に伴い、別紙のとおり農業者年金加入推進部長を選任し、一般社団法人青森県農業会議に推薦したいので承認を求める件です。内容は39ページです。一般社団法人青森県農業会議が農業者年金の加入推進の指導的役割を担うリーダーとして設置する農業者年金加入推進部長について、内規に基づき地区ごとに選任された方を推薦するものです。なお、任期は令和4年7月20日から1年間です。総会に先立ち、各地区で協議いただきまして、5名の委員が選任されましたのでご提案いたします。中地区 小笠原 和男 委員、北地区 芋田 一弘 委員、東地区 竹浦 寿広 委員、南地区 小笠原 秋彦 委員、西地区 外山 康仁 委員。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和4年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

———— 閉会 午後2時44分 ————

